

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年3月23日
【会社名】	日本たばこ産業株式会社
【英訳名】	JAPAN TOBACCO INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 寺島 正道
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門二丁目2番1号
【電話番号】	03(3582)3111(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 コミュニケーション担当 福田 浩之
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門二丁目2番1号
【電話番号】	03(3582)3111(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 コミュニケーション担当 福田 浩之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

2020年3月19日開催の当社第35回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき提出するものです。

## 2【報告内容】

イ. 当該株主総会が開催された年月日

2020年3月19日

ロ. 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金77円 総額136,582,864,418円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年3月23日

第2号議案 定款一部変更の件

コーポレート・ガバナンスの強化をはじめとした、経営基盤のより一層の充実・強化を図ることを目的として、役付取締役の規定を変更するものです。

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役として、丹呉泰健、岩井睦雄、寺嶋正道、見浪直博、廣渡清栄、山下和人を、社外取締役として、幸田真音、渡邊光一郎、長嶋由紀子を選任するものです。

第4号議案 執行役員を兼務する取締役に対する譲渡制限付株式及びパフォーマンス・シェア・ユニット付与のための報酬決定並びに取締役の報酬額改定の件

従来の株式報酬型ストックオプションの制度を廃止し、執行役員を兼務する取締役を対象とする譲渡制限付株式報酬制度及びパフォーマンス・シェア・ユニット制度を導入し、当該制度に係る報酬額をそれぞれ年額2億1千万円以内（株式数としては年115,200株以内）、年額1億3千万円以内（株式数としては年76,800株以内）とするものです。

また、これに伴い、基本報酬と役員賞与からなる取締役の報酬額を年額11億円以内（うち社外取締役分は年額8千万円以内）と改定するものです。

八．当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	出席議決権 (個)	賛成率	決議結果
第1号議案	14,851,104	24,249	29,013	14,914,924	99%	可決
第2号議案	14,794,146	81,204	29,013	14,914,924	99%	可決
第3号議案						
丹呉 泰健	14,278,391	584,538	39,364	14,914,909	95%	可決
岩井 睦雄	14,753,511	109,565	39,224	14,914,916	98%	可決
寺畠 正道	14,751,360	111,717	39,224	14,914,917	98%	可決
見浪 直博	14,747,434	115,641	39,224	14,914,915	98%	可決
廣渡 清栄	14,750,309	112,767	39,224	14,914,916	98%	可決
山下 和人	14,755,928	107,148	39,224	14,914,916	98%	可決
幸田 真音	14,807,819	65,475	29,013	14,914,923	99%	可決
渡邊 光一郎	14,507,411	355,521	39,364	14,914,912	97%	可決
長嶋 由紀子	14,822,998	50,296	29,013	14,914,923	99%	可決
第4号議案	14,730,644	144,698	29,013	14,914,921	98%	可決

(注) 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。

第1号議案及び第4号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。

第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。

第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

二．議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使した株主及び当日出席の株主から各議案の賛否に関して確認した議決権の数により、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、議決権の数の一部を加算しておりません。

以上